

FAOによるUNFFプロセスへの支援 途上国の能力向上

平成26年2月12日
林野庁海外林業協力室
堀 正彦

本日の発表

- UNCEDおよびUNCED以降
- UNFF
- NLBI
- FAOのUNFFプロセスへの支援活動
- 我が国のトラストファンドプロジェクト (FAO)

全てのタイプの森林に関する法的拘束力 を伴わない文書

NLBI (Forest Instrument)

Non-Legally Binding Instrument on all Types of Forests

General Assembly Resolution A/RAS/62/98

17 December 2007

森林原則声明 (Forest Principles)

Non-Legally Binding Authoritative Statement of Principles
for a Global Consensus on the Management, Conservation
and Sustainable Development of All Types of Forests

General Assembly, Report of UNCEDD

14 August 1992

UNCED 1992

3つの国際条約（UNCBD, UNFCCC, UNCCD)と、
森林原則声明 1992

- 世界の森林の取り扱いに関する原理原則を定めた初めての文書
- 参加国(183カ国)が総意を以て合意した「権威ある」文書
- UNCEDでは4つ目の条約を目指して交渉が行われたが、合意に至らなかった。
- 同時に、行動計画としてのアジェンダ21が合意
 - 第11章 森林減少対策

UNCED以降の森林に関する国際的な議論

- IPF (Intergovernmental Panel on Forests)
1995 – 1997
- IFF (Intergovernmental Forum on Forests)
1997 – 2000

IPF/IFF Proposals for Actions

持続可能な森林経営 (SFM) の達成のための
270項目の提案

UNFF (United Nation Forum on Forests)

- IFFの勧告に基づいて設立 (2000)
- ECOSOC (経済社会理事会) Resolution 2000/35
 - **UNFFの目的**
 - 全ての森林の適切な経営・保全・持続可能な開発を促進
 - 長期的な政治的コミットメントの強化
- 2001年に第1回会合 (New York)
 - 2005年までの5年間で全ての森林に関する法的な枠組みについて検討する

UNFF

- ECOSOC Resolution 2006/49 28 July 2006
Global Objectives on Forests
(森林に関する世界目標 2015年までの達成を目指す。)

- 1) 森林の減少傾向の反転
- 2) 森林に由来する経済、社会、環境的便益の強化
- 3) 保護林、持続可能に経営された森林の面積の大幅な増加、そこからの生産物の増加
- 4) 財政的措置の強化およびODA減少傾向の反転

森林に関する国際的な枠組みのあり方を2015年にレビューすることとされた。

UNFF

NLBIの合意

- UNFF7 2007年4月
 - Non-Legally Binding Instrument on All Types of Forests
- General Assembly
 - Resolution A/RAS/62/98 2007年12月17日

NLBI

- 目的

- SFM達成のための行動と政治的コミットの強化
- 国際的に合意された目標達成への森林の貢献の強化
- 国レベルの行動と、国際協力のための枠組みの提供

- 原則

- 法的拘束力のない自主的なもの
- 各国は自らの森林の持続的経営の実施と法規の整備に責任を有する
- 主要な関係者グループはSFM達成に貢献するとともに、自らに影響を与えるような、森林に関する意志決定に参加すべき。
- 途上国のSFM達成のためには全てのソースからの新たな財源が必要
- SFMの達成には全てのレベルでの適切なガバナンスが必要
- 国際的な協力は特に途上国のSFM達成のための努力の触媒となる

NLBIの内容

- 森林に関する国際的な目標
- 国として実施すべき政策、施策（25項目）
- 国際協力および実施手段（19項目）
- モニタリング、評価、および報告
 - 各国は目標達成に向けた進捗をモニター
 - 各国は、それぞれの実情に合わせて、自主的に、上記の進捗状況を定期的に報告

FAOのUNFFプロセスへの支援活動

- ・パイロット国における、NLBI実施への支援

– 2008

- ・最初のパイロット国としてのガーナへの支援開始
(NLBIの合意に沿った実施のプロセスへの支援) (ドイツの支援)

- ・幅広い関係者に対する啓蒙、啓発

- ・関係者の広い参加による国の森林、政策の現状評価

NLBIが推奨する25の政策に沿った政策の評価、
弱点の分析、優先度の高い政策の抽出

- ・政策実施のモニタリング方法の開発

- ・幅広い関係者との連携、調整の強化

FAOのUNFFプロセスへの支援活動

- ガーナでの成果
 - ガーナ森林局はNLBI実施のメリットを確認
 - コミットメントの醸成
 - 関係政府組織（中央および地方政府）との連携による森林関係施策の推進（新たなファンドの開発）
- 他の3カ国の参加（2010）
 - リベリア、ニカラグア、フィリピン
 - ガーナでの経験を生かして国内プロセスを支援

我が国のトラストファンドプロジェクトによる支援

・プロジェクトタイトル

Assisting Countries in Reporting to the UNFF on Progress in the Implementation of the Forest Instrument

2段階の実施

1. 希望する関係国を集め、NLBIに関する啓発および実施のためのプロセスの実践
(地域ワークショップの開催)
2. 上記参加国の中から、さらに希望国に対して、国内プロセスの推進、特にその開始を支援
(国レベルでの支援 国内ワークショップ等)

我が国のトラストファンドプロジェクトによる支援

- 地域ワークショップの開催

- 5つの地域でのワークショップの開催

- バンコク(アジア太平洋地域) 2011. 10
 - ナイロビ(東部南部アフリカ地域) 2011. 12
 - アクラ(西部中央アフリカ地域) 2012. 2
 - ベイルート(中東、中央アジア) 2012. 4
 - サンチアゴ(中南米) 2012. 4

60カ国から約100名が参加

- UNFF事務局との連携でグローバルな対応が可能に
- FAOが開発したテキストを使用、3カ国語に翻訳
- UNFF10への報告様式についても議論

我が国のトラストファンドプロジェクトによる支援

- (国レベルでの支援 国内ワークショップ等)
地域ワークショップ参加国の中で支援を要請した国

中国
ナイジェリア
インド
ザンビア
モンゴル
ケニア
ジンバブエ
ガボン

- 様々な森林・林業関係者に対するNLBIの啓蒙
- 関係者参加による森林の現状、政策のレビュー
- 優先度の高い政策を特定、行動計画の策定
- 上記計画のモニタリング計画の策定

最初のワークショップはFAOがファシリテーターを提供
以後は上記実施国政府の職員が実施(能力の向上)

FAOによる支援の成果

- 地域ワークショップ
 - 各国政府の担当者、部局の啓蒙
 - 以前はごく限られた者の限られた知識に依存
 - UNFF10への報告様式の簡素化
 - 実際の報告国を交えた事前の議論
 - UNFFへの報告国の増加
 - UNFF9 22カ国 途上国 15カ国
 - UNFF10 57カ国 途上国 41カ国 WS参加国 24カ国
- 国レベルの支援
 - 幅広い関係者への啓蒙
 - 関係者間の協議の場の提供
 - 政策・施策のレビューの実践、体制の整備
 - UNFFへの報告のための準備

FAOのねらい

- 国内関係者が実施するのはあくまでもその国の政策、プログラム
- NLBIは自らの政策、施策の向上のための道具
- 広い関係者の参加した政策・施策のレビュー体制の整備
- 特に、国内の関係者との連携の向上
- 関係者参加によるレビューによって、問題点が共有される。
- 森林セクターにとって、国内での新たな機会の発見（国内の資金など）
- 最終の目的はあくまでも各国での持続可能な森林経営の達成。

ありがとうございました。